

岩手県水産技術センターにおける研究費の管理・監査の実行方針

平成 25 年 3 月 21 日

(目的)

第1 この実行方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)(以下、「ガイドライン」という。))に基づき、岩手県水産技術センター(以下、「センター」という。))における研究費等を対象として、センター所長の責任とリーダーシップの下に適切かつ実効性のある管理・監査を行うために定め、実効性のある体制の整備及びセンター職員の意識向上を図ることを目的とする。

(実行計画)

第2 この実行方針の目的を実施するため、研究費等に関する管理・監査の実行計画(以下、「実行計画」という。)を作成する。

2 実行計画の作成においては、「不適切な事務処理に関する全庁調査報告書」(平成 20 年 11 月 27 日、岩手県)の「5 再発防止策」を踏まえ、すべてのセンター職員が着実に実行するように努めるものとする。

(定義)

第3 この実行方針において、研究費等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 県単研究費
- (2) 国庫補助事業費
- (3) 競争的外部研究資金事業費
- (4) 県以外の機関から受け入れる委託研究に係る研究経費
- (5) その他、センター所長の責任において管理すべき研究費等

(運営・管理責任)

第4 センターは、研究費等を適正に運営・管理するため、ガイドライン第1節に係る責任者を置き、その責任と権限を定める。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、センターの長である所長とし、センター全体を統括し、事務を掌理する。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐する者として、副所長をあてる。

(3) 部所責任者

部所責任者は総務部長、企画指導部長、漁業資源部長、利用加工部長、増養殖部長、漁場保全部長とし、それぞれ各部における統括管理責任者の職務を代理する。

(研究費等の運営・管理)

第5 センター職員は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に該当する研究費はもとより、第3に掲げるすべての研究費等が公的資金によるものであることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすため、研究費等の適正な運営・管理を行う。

(意識向上の推進)

第6 最高管理責任者は、センター職員に対して、第3に掲げる研究費等が公的資金によるものであり、すべ

て法令、規則等の定めるところにより適正に管理されるべきものであるという原則とその精神を周知し、意識の向上を図る。

2 最高管理責任者は、事務職員が専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保し、効率的な研究の遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識をセンター職員に周知し、意識の向上を図る。

(不正防止体制)

第7 最高管理責任者は、研究費等の不正使用を未然に防止するために、不正防止推進チーム(以下、「チーム」という。)を設置する。

2 チーム員は最高管理責任者が指名する。

3 チームは、研究費等の不正使用の事例を調査・分析し、実行計画に反映させる。

4 チームは、研究費等に係る事務処理手続きに関して、常に検証を行い、ルール of 明確化、統一化を図るとともに、センター職員に対して、周知徹底を図る。

(監査体制)

第8 最高管理責任者は、不正防止推進のために必要な権限をチームに付与する。

2 研究費等の適正な管理のために、チームは内部のモニタリング及び内部監査を実施する。

(情報伝達体制)

第9 研究費等の使用に関するルール等について、センター内外からの相談窓口を設置する。

2 研究費等の不正使用に関するセンター内外からの通報(告発)窓口を設置する。

3 研究費等の不正使用に関する情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。

(通報者保護)

第10 最高管理責任者は、通報者に対して、通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(調査等)

第11 最高管理責任者は、研究費等の不正使用に係る通報があった場合、公正かつ透明性を確保した調査を実施する。

(公表)

第12 最高管理責任者は、この実行方針、第2による研究費等の管理・監査の実行計画及び第7の2による不正防止推進担当窓口に関して、センター内外に公表する。